〇松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年12月27日

松江市規則第340号

改正 平成23年3月31日規則第19号

平成25年12月20日規則第59号

平成28年2月4日規則第9号

平成28年5月27日規則第50号

平成29年12月19日規則第50号

平成30年12月21日規則第79号

平成31年3月29日規則第5号

令和元年8月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例(平成 17年松江市条例第465号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(附属設備等の利用料金)

第2条 条例別表の備考10に規定する附属設備等の利用料金の基準額は、別表の とおりとする。

(市長による管理に関する読替え)

第3条 条例第20条第1項の規定により市長が松江市市民活動センターの管理を 行う場合にあっては、前条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使 用料」と読み替えて同条の規定を適用する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例施行規則 (平成17 年松江市規則第69号) は、廃止する。

附 則 (平成23年3月31日松江市規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日松江市規則第59号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月4日松江市規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月27日松江市規則第50号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月19日松江市規則第50号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日松江市規則第79号)

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日松江市規則第5号) 抄

改正 令和元年8月30日規則第9号

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和元年8月30日松江市規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

附属設備等基準額

種別	品名			単位	1区分の基準額			備	考		
楽器	グランドピアノ			1台	520円	調	律	料	は	含	ま
						な	い				
音響設備	ワイヤレスマイクロフォン			1式	2,080円						
				1式	1,030円						
				1台	520円						
映写設備	備 プロジェクター			1台	1,030円						
	映写スクリ	ーン		1張	520円						
その他	電源使用料			1kw	100円	持	込	器	具	の	場
						合					
	ロッカー (大) ロッカー (小) 片 面 印 刷 製版			1人分	1,030円/月						
				1人分	520円/月						
				1枚	20円	用	紙	は	持	込	み
	機	印刷	A4	20 枚	5円	ح	す・	る。			
			A3	20 枚	10円	20	枚	単	位	で	20
						枚	に	満	た	な	い
						端	数	が	あ	る	場
						合	は、	. 빌	á 該	端	数
						は	20	枚	に	切	IJ
						上	げ・	る。			

備考

- 1 「午前」・「午後」・「夜間」の利用区分をもってそれぞれ1区分とする。
- 2 利用区分を超えて利用する場合の基準額は、1時間(1時間に満たないと

きは、1時間に切り上げる。)につき、この表に定める基準額の3割相当額 を加算した額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。